

不利益処分に係る処分基準（条例等）

条例又は規則名及び条項	処分の概要	担当課名
県民の健康で快適な生活を確保するための環境の保全に関する条例第32条第2項	事故時の措置命令	環境企画課

1 処分基準は、次のとおりとする。

汚水等特定事業場の設置者が第32条第1項に規定する応急の措置を講じていないと認めるとき。

備考 条例又は規則に規定されている条文やその解釈に関する文書を閲覧したい方は、申し出てください。